

長期療養等により定期予防接種の接種期間の延長を希望される方へ

国が定めた疾患等（※）による長期療養等のため、定期予防接種の接種期間の延長を希望される場合は、手続きが必要となります。

日南市こども課にお問い合わせのうえ、必ず事前に手続きを行ってください。

【手続きの流れ】

- ①（保護者→医療機関）「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を医療機関に提出し、枠内の記入を依頼してください。枠外下の欄「保護者自署の欄」は保護者自身のご記入ください。
- ②（保護者→市）医療機関記入済の①の理由書および「長期療養者のための定期予防接種に関する申請書」に必要事項を記入し、こども課へ提出します。
提出の際は母子健康手帳、申請者の本人確認書類（免許証もしくはマイナンバーカード）も持参してください。
- ③（市→保護者）申請書等を確認後、決定通知書を交付（後日、自宅に送付いたします）
- ④ 予防接種の実施 市が発行した決定通知書、予診票、母子健康手帳を持参し、医療機関にて予防接種を受けてください。

※疾患名

- ☐重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- ☐白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- ☐臓器移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ☐その他、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの
- ☐災害、予防接種法令第3条第2項の特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足、他

【問合せ・提出先】

〒887-8585
日南市中央通一丁目1番地1
（市役所本庁舎1階）
日南市こども課こども健康係
電話 31-1131